

# 鳥取県公報

◇規則 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第五十三号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理

審議会規程の一部を改正する規則

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会規程（昭和二十七年四月鳥取県規則第二十八号）の一部を次

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

のように改正する。  
第六條を次のように改める。  
第六條 委員は、左に掲げる者について知事が任命又は委嘱する。

- 一 副 知 事
  - 二 土 木 部 長
  - 三 議 会 議 員 四 名
  - 四 鳥 取 市 長
  - 五 鳥 取 市 議 会 議 員 四 名
  - 六 鳥 取 市 復 興 局 長
  - 七 鳥 取 市 土 木 課 長
  - 八 地 区 内 土 地 所 有 者 四 名
  - 九 学 識 経 験 者 等 其 他 十 三 名
- 2 会長は、会務を総理する。  
3 会長に事故があるときは、知事の指命する委員がその職務を代理する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。